

施策評価調書（基本目標別）

様式 - 2

基本目標	4 環境に優しい水道
	主要施策（7）
施策の趣旨	<p>主要施策（7） 環境対策の推進</p> <p>環境保全に配慮した水道事業を推進するため、大量に使用している電力を節減し、併せて、再生可能なエネルギーの活用により、購入電力量の一層の削減を図るとともに、浄水場発生汚泥や建設発生土のリサイクル（再資源化）に引き続き取り組んでいきます。</p>

評価結果の概要	<p>基本目標 4 においては、1つの主要施策の下に3の主な取組を位置付けております。各施策及び取組[*]について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、27年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、取組①「省エネルギー化の推進」について「c」評価（未達成だが進展している）としましたが、他の取組については、1つの取組を「a」評価（達成している）、1つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果（効果）」に係る評価は、「a」評価（成果が出ている）としました。</p> <p>また、5か年については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、取組①「省エネルギー化の推進」については「c」評価（未達成だが進展している）、取組②「再生可能エネルギーの活用」については「a」評価（達成している）、取組③「資源リサイクルの推進」については「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果（効果）」に係る評価は、「a」評価（成果が出ている）としました。</p>
---------	---

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果			
(7) 環境対策の推進	「成果」	27年度：a	5か年：a
主な取組	「達成状況」	27年度	5か年
①省エネルギー化の推進		c	c
②再生可能エネルギーの活用		a	a
③資源リサイクルの推進		b	b

<p>外部評価会議委員の評価</p>	<p>「達成状況、成果」についての内部評価の妥当性</p> <p>A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 0人 C：不十分である 0人</p>	<p>基本目標の達成に向けた主要な施策や取組の状況が示されていることから、評価調書の内容及び補足説明を総合して「A：妥当である」と判断します。</p> <p>課題については、各委員から出た意見等に留意し、28年度から開始した中期経営計画の中で改善されることを期待します。</p>
<p>外部評価会議委員の主な意見等及び水道局の回答</p>	<p>基本目標 4 の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等は以下のとおりです。</p> <p>主要施策（7） 環境対策の推進 取組①省エネルギー化の推進 ○5か年の評価が「c：未達成だが進展している」となっているが、目標値が高かったということか。</p> <p>（水道局回答） 施工箇所周辺での漏水や関係工事の入札不調などが原因で事業の進捗が遅れたと考えています。</p> <p>取組②再生可能エネルギーの活用 ○本年のように渇水により取水制限を行う場合、マイクロ水力発電量は影響を受けるのか。</p> <p>（水道局回答） マイクロ水力発電量は配水池への送水量とその時の圧力によって決まるため、取水制限の影響を受けません。今回の10%の取水制限を受けて、本年7月の発電電力量は前年同月と比較して3%程度低下しました。</p> <p>施策の成果 ○各取組の評価は、取組①が「c：未達成だが進展している」、取組②が「a：達成している」、取組③が「b：概ね達成している」だが、施策の評価は「a：成果が出ている」となっており、施策と各取組の評価がうまく連動していないため、改善が必要であると思われる。</p> <p>（水道局回答） 現中期経営計画において、見直しを検討します。</p>	